

変動金利定期預金〈単利型〉

平成25年1月1日現在

1. 商品名(愛称)	変動金利定期預金〈単利型〉
2. 販売対象	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 定型方式 2年、3年 ・ 預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括してお預け入れいただきます。 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利(預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金6ヵ月もの金利を指標金利とした利率設定方法(指標金利に一定の利率を上乗せした金利)により適用利率を変更します。) ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率【利率を変更したときは変更後の利率】×70%)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	・ 個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) *ただしマル優をご利用の場合は除きます。 注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。 ・ 法人のお客さま…総合課税
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の お取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および巻末「期限前解約利率表」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率により計算した利息、並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額(中途解約利息)とともに お支払いいたします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。
12. 預金保険	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
13. その他参考と なる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
14. 苦情処理措 置・紛争解決措 置	苦情処理措置 : 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部(9時~17時、フリーダイヤル:0120-308-770、電話:03-5789-6153)にお申し出ください。 紛争解決措置 : 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。

なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。
 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。
 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

期限前解約利率表

お預け入れ期間 \ 契約期間	2年	3年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満		約定利率×90%

(注) ①いずれの場合も小数点第4位以下は切捨てとなります。
 ②普通預金利率を下回る場合もあります。